

## プロジェクト 連結及び持分法

## 項目 IASB 情報要請「IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー」へのコメントの検討

## 本資料の目的

1. 本資料は、IASBが公表した情報要請「IFRS第10号『連結財務諸表』、IFRS第11号『共同支配の取決め』及びIFRS第12号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」（2020年12月公表、コメント期限：2021年5月10日）（以下「情報要請」という。）に対するコメントの文案について検討することを目的としている。
2. 情報要請には、次の質問事項が示されており、回答者は質問のすべて又は一部に回答することにより情報を提供することができるとされている。

| 該当する基準                   | 番号    | 質問内容                       |
|--------------------------|-------|----------------------------|
|                          | 質問 1  | コメント提出者の属性                 |
| IFRS 第 10 号「連結財務諸表」      | 質問 2  | 支配－投資先に対するパワー              |
|                          | 質問 3  | 支配－パワーとリターンとの関連            |
|                          | 質問 4  | 投資企業                       |
|                          | 質問 5  | 会計処理の要求事項                  |
| IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」    | 質問 6  | IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協力の取決め |
|                          | 質問 7  | 共同支配の取決めの分類                |
|                          | 質問 8  | 共同支配事業の会計処理の要求事項           |
| IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」 | 質問 9  | 他の企業への関与の開示                |
|                          | 質問 10 | その他のコメントの有無                |

## 実施したアウトリーチの概要

3. 事務局では、コメントの文案の検討にあたり、次の利用者、作成者、監査人に対して、個別でのヒアリング又は書面の形式<sup>1</sup>でのアウトリーチを実施した。

<sup>1</sup> 個別でのヒアリングを実施していない IFRS 適用課題対応専門委員会の専門委員に対しては、書面の形式でのアウトリーチを実施した。

## 審議事項(1)

|     |                  |
|-----|------------------|
| 利用者 | 3 名 <sup>2</sup> |
| 作成者 | 8 社 <sup>3</sup> |
| 監査人 | 日本公認会計士協会        |

4. また、情報要請で聞かれている質問<sup>4</sup>に加えて、次の項目についても、意見の聴取を行った。
- (1) 持分法の会計処理について<sup>5</sup>（審議事項(1)参考5「持分法会計に関する質問書」）
  - (2) 支配の喪失を生じさせる取引において、保持している持分を公正価値で測定する情報の目的適合性に関する質問5(a)の質問に関連して、支配の段階取得における既存持分の公正価値評価に関する情報の目的適合性について
5. アウトリーチで聞かれた意見は、審議事項(1)参考1「意見聴取まとめ（利用者）」、審議事項(1)参考2「意見聴取まとめ（作成者）」、及び審議事項(1)参考3「意見聴取まとめ（監査人）」にお示ししている。

## 本日の検討事項

6. 事務局が作成したコメント文案の形式及び内容について、質問及び追加・修正すべき点があるかご意見をお伺いし、コメント提出についてご了承をいただきたい。なお、本資料は、第111回ASAF対応専門委員会(2021年4月28日開催)においてご審議いただいているものである。

以 上

---

<sup>2</sup> セルサイド及びクレジットのアナリスト

<sup>3</sup> 金融機関、商社、化学、通信業界の作成者

<sup>4</sup> 審議事項(1)参考4 IASB 情報要請「IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号の適用後レビュー」和訳

<sup>5</sup> IFRS 第11号「共同支配の取決め」における共同支配企業には持分法が適用される。